

(公財) 日教弘教育研究助成事業  
2026 (令和 8) 年度 山梨支部教育研究指定校助成金募集要項

教育研究指定校助成は、文部科学省及び山梨県教委の研究指定校となった学校を対象に助成を行う事業です。2026 (令和 8) 年度は下記要項のとおり実施します。

## 1 主催

公益財団法人日本教育公務員弘済会山梨支部

## 2 助成要件

- (1) 助成の趣旨  
文部科学省及び山梨県教委の研究指定校となった学校を対象とした助成をとおして学校教育の向上発展に寄与する。
- (2) 助成の対象にならないもの
  - ① 営利目的または営利につながる可能性の大きいもの
  - ② 他の機関からの委託によるもの
  - ③ 既に終了しているもの
  - ④ 自己の財源によって十分に研究活動ができるもの
- (3) 募集対象  
文部科学省及び山梨県教委の研究指定校
  - ① 応募者が計画の推進に責任を持ち、助成金の管理及び報告を行うことを条件とする。  
※指定期間内に 1 回のみ
- (4) 募集期間  
2026 (R 8) 年 4 月 1 日 (水) から 9 月 4 日 (金) 当日 17:00 まで受付
- (5) スケジュール

10 月中旬	選考を行う
10 月下旬	採否の結果を通知 (メール)
11 月下旬まで	助成金の交付
2 月末日まで	成果報告書 (教育研究指定校 様式 2) を提出
- (6) 応募方法
  - ① 申請書作成・提出  
ア 当支部ホームページを開き「教育研究指定校助成金申請フォーム」から申請する。  
( <https://www.nikkyoko.or.jp/company/yamanashi/dl.html> )

〈個人情報の取り扱いについて〉

- ・申請書に記入された個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用する。
- ・助成が決定した場合は、申請書に記入された学校名及び研究テーマと助成金額や交付の模様をホームページ、広報誌等で公表する場合もある。

## 3 助成金額

- (1) 1 校あたりの助成額  
定額及びその校の教職員 (常勤の本務者) 比例分を加算した額、3 万円から6 万円の範囲
- (2) 助成対象外とする費用
  - ① 学校教材費、環境整備費、備品等の購入 (但し、教育研究に関連する教育活動の教材・教具として使用される場合に限り助成対象の品目に含む。その場合は、「使用目的」と「期待される効果」を「予算」の欄に記載すること)
  - ② 汎用性のある機器 (但し、教育研究に関連する教育活動の教材・教具として使用される場合に限り助成対象の品目に含む。その場合は、「使用目的」と「期待される効果」を「予算」の欄に記載すること)
  - ③ 旅費・交通費 (外部講師の交通費は可)
  - ④ その他研究に直接関係がない講習会費、物品等  
※助成後、対象外費用を使用した場合や提出書類 (申請書や成果報告書) に不備・不正等があった場合は、返金を要求することができる。

## 4 選考

### (1) 選考方法

- ① 日教弘山梨支部教育振興事業選考委員会の選考後、山梨支部幹事会の議を経て支部長が対象者を決定する。
- ② 助成の採否をメールにて各自に連絡する。なお、採否の理由についての問い合わせには応じない。

### (2) 選考基準

- |              |                    |
|--------------|--------------------|
| ① 事業の公益性・社会性 | 十分な公益性・社会性を有しているか。 |
| ② 事業の適正性     | 助成の趣旨と合致しているか。     |
| ③ 事業の必要性     | 課題やニーズを的確に把握しているか。 |
| ④ 事業の実現性     | 実施方法は適切で、実現可能な計画か。 |

## 5 助成対象者の義務等

- ① 助成金の交付を受けた学校は、2月末日までに「成果報告書」（教育研究指定校 様式2）を当支部ホームページよりダウンロードし、郵送にて提出する。また、研究の経緯がわかるもの（研究紀要、あるいは研究集録等）を提出する。（書類管理の都合上、当支部への持参はお断りします。）
- ② 助成対象者は、申請書の内容に従って助成金を使用すること。また、使用する際には必ず領収書を（コピー可）を取り、研究活動の終了後に経過・結果等に関する報告（成果報告書）と併せて提出する。なお、提出された報告書・資料等は、当支部が公表できるものとする。

## 6 その他注意事項

- (1) 申請フォームおよび成果報告書の記載内容については、代表者（学校長等）に承認をもらった後にチェックマーク記載欄にを記入します。
- (2) 提出された書類等は返却しません。
- (3) 助成が決定した事業については、進捗を確認することがあります。
- (4) 申請者は、本年度当支部のその他助成事業に重複して応募することはできません。

### 【問い合わせ・報告書送付先】

(公財)日本教育公務員弘済会山梨支部

〒400-0031 山梨県甲府市丸の内3-33-7教育会館4階

Tel:055-222-3468 Fax:055-288-8126

E-mail:yamanashi@nikkyoko.or.jp